

令和2年5月1日  
学校教育課  
保育・青少年課

## 5月7日（木）以降の 寒川町立小・中学校の対応について

5月1日（金）現在、国の緊急事態宣言に係る今後の動向が明らかではなく、国の今後の判断が5月初旬になるとの報道があります。新型コロナウイルス感染症を巡る状況も、時々刻々と変化していることから、国の動向や県内の状況を踏まえ、その都度判断をしていくことが大切と考えています。

そのため、県教育委員会との連携を図りながら適切に対応するようにとの要請及び県内の感染状況を踏まえ、緊急事態宣言が解除された場合であっても、児童・生徒の安全安心を第一に考えて、次のとおりの対応とします。

なお、本日各小・中学校から保護者へメールにて連絡します。

### 1 5月7日（木）以降の対応について

- ・5月7日（木）、8日（金）は町内全校を臨時休業とします。
- ・5月11日（月）以降のことは、5月7日（木）を目処に保護者宛てメール及び町ホームページでご案内します。

### 2 その他

- ・グラウンド利用について、臨時休業中と同様の措置とします。
- ・中学校の部活動について、自粛の取組を継続します。

### 3 関連情報

- ・放課後児童クラブ（学童保育）

5月7日（木）、8日（金）は午前9時～午後5時で開所（延長保育なし）

問い合わせ先

代表番号 ☎0467(74)1111

#### 1. 小・中学校について

寒川町教育委員会 学校教育課 課長 小島 康義 内線 520

#### 2. 放課後児童クラブについて

健康子ども部 保育・青少年課 課長 伊藤 正治 内線 150